

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の一部改正)

第1条 鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例(昭和50年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ウ中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(鶴ヶ島市児童福祉審議会条例の一部改正)

第2条 鶴ヶ島市児童福祉審議会条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第14条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」

に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、
同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）
中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号
中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条
第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同
条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3
項中「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第2号」を
「同条第2号」に改める。

第38条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条
第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同
条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3
項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」
を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第39条第2項及び第41条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第
3号」に改める。

第46条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条
第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第
2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第
19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法
第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」
を「第19条第2号」に改め、「含む。）」との次に「、「同号」とあるのは「法
第19条第3号」とを加える。

第54条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条
第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同

条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。